

平成 19 年度第 8 回丸子地域協議会会議次第

平成 19 年 11 月 7 日(水) 13:30～
丸子地域自治センター 4 階講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

(1) 地域予算について [資料 1]

(2) 丸子地域における「燃やせないごみ 3 分別」モデル事業の実施について
[資料 2]

4 会議事項

(1) 都市計画マスタープラン「地域別構想の主要項目」の検討について

(2) 地域振興事業基金の活用について
・ 公民館新築等補助金について [資料 3]

・ 丸子地域防犯灯電気料補助金の激変緩和措置について [資料 4]

(3) 地域まちづくり方針
「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」について [資料 5]

(4) その他

5 そ の 他

6 閉 会

上田市地域振興事業基金の活用方針（案）

（総則）

第1 上田市積立基金条例（平成18年3月6日条例第号）に定める上田市地域振興事業基金のうち、それぞれ合併前の市町村（以下、地域という。）において造成した基金（以下、持寄分基金という。）及び合併後、平成18年度及び平成19年度において合併特例債により造成した基金（以下、新市造成分基金という。）の活用等については、この方針に定めるところによる。

（基金の管理）

第2 基金の管理は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金の管理は、まちづくり協働課で行うものとし、地域ごとに基金残高を随時管理するものとする。
- 2 新市造成分基金の管理は、まちづくり協働課で行うものとする。

（基金の運用）

第3 基金の運用は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金、及び新市造成分基金の運用は、まちづくり協働課で行うものとする。
- 2 持寄分基金の運用に伴う利子収入及び運用差益については、運用金額により各地域ごとに仕分けするものとする。

（基金の活用）

第4 基金の活用は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金の活用については、基金の運用に伴う利子収入、運用差益及び基金の取り崩し金をもって、各地域におけるソフト事業及びハード事業の予算の財源に充当できるものとする。
- 2 新市造成分基金の活用については、基金の運用に伴う利子収入をもって、ソフト事業の予算の財源に充当できるものとする。また、当分の間、基金の取り崩しはしないものとする。

（基金の活用による該当事業等）

第5 基金の活用による該当事業等は、次のとおりとする。

- 1 持寄分基金については、合併前の地域の実情に鑑み、各地域の振興事業や地域内分権の推進に関する事業予算の財源に充当できるものとする。
- 2 新市造成分基金については、下記の事業予算の財源に充当できるものとする。
 - (1) 新市の一体感の醸成に資するための事業等

- ア 各種イベント開催事業
- イ 新市C I事業（コーポレート・アイデンティティ）
- ウ 新しい文化の創造に関する事業
- エ その他一体感の醸成に資するための事業
- (2) 地域の特色ある地域振興に関する事業等
 - ア 地域行事の発展事業
 - イ 伝統文化の継承事業
 - ウ 地域活性化事業
 - エ 住民の主体的な参加・協働により実施する助成事業
 - オ その他地域の特色ある地域振興に関する事業
- (3) 地域内分権の推進に関する事業
- (4) その他必要と認められる事業

この指針は、平成19年11月1日から施行する。

丸子地域「燃やせないごみ3分別」モデル事業について

1 趣旨

廃プラスチックにおいては、容器包装プラスチックと同様に、再資源化ルートが確立されつつある。
また、燃やせないごみについては、細かく分別すればするほど最終処分場へ埋め立てる残渣の量は減るものと思われる。

丸子地域では、住民の協力を得て、従来から、不燃ごみについては、細分別してきた経緯があり、住民からの強い要望もあるので、モデル事業として、燃やせないごみの3分別方式を試験的に実施したい。

2 目的

- ・ 燃やせないごみの再資源化の検証
- ・ 処理経費の検証
- ・ 処理残さの発生状況の検証

3 概要と現況

- ・ 分別及び排出方法

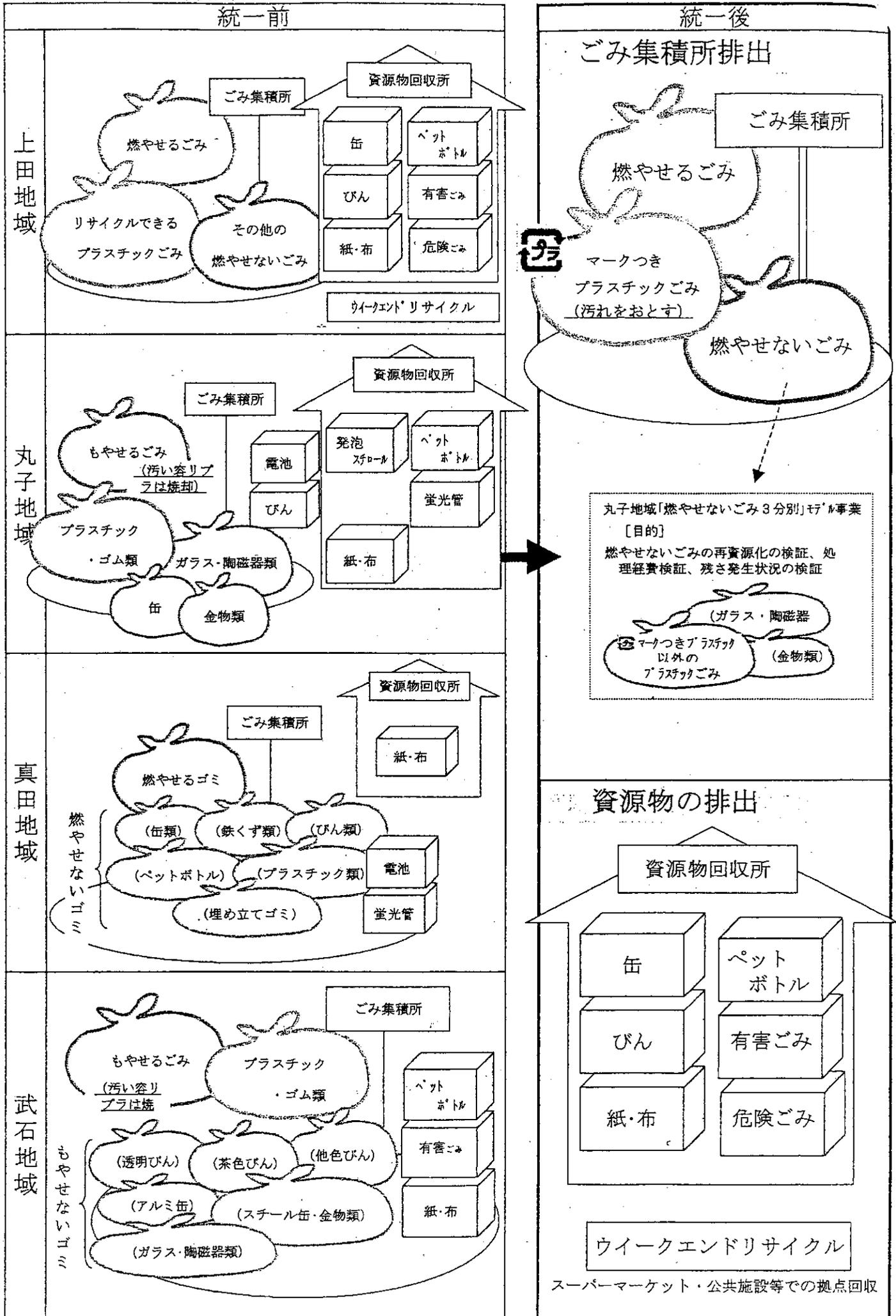
燃やせないごみを、①「ガラス・陶磁器類」、

②「金物類」、

③「不適合プラスチック」

に分別し、3品目とも、「燃やせないごみ」用の統一指定袋(赤色)を使用し、別々の指定袋に入れ、ごみ集積所に排出する。

(3) 排出方法の変更 (概要図)



新上田市合併に伴う公民館新築等補助金の調整について

1.旧丸子町の経費補助額

旧丸子町は、公民館新築等補助額は他の市町村より優位な条件で補助をしていたが、合併後3年は現行のとおりとし、新市において補助金交付基準の統一を図るとの調整結果でありました。

旧丸子町補助率等

新築

【指定した公民館】	補助率	2/3以内	4000万円限度	(床面積250㎡以上)
		"	2000万円限度	(床面積250㎡未満)
【指定以外の公民館】	補助率	2/3以内	2000万円限度	

【集会所】	補助率	1/2以内	550万円限度	
-------	-----	-------	---------	--

改築、修繕

【指定した公民館】	補助率	1/2以内	700万円限度	
-----------	-----	-------	---------	--

【指定以外の公民館】	補助率	1/2以内	300万円限度	
------------	-----	-------	---------	--

2合併調整内容状況

(1) 合併後3年とは、平成20年度(平成21年3月31日)までとし、平成21年度からは、新市において補助金交付基準の統一を図る。

3平成20年度改築等予定公民館

[改築・修繕]

区名	事業名	箇所名	事業内容	事業費
西内区	公民館修繕	高梨公民館	公民館出入口改修、北側屋根改修	200,000
和子区	公民館修繕	和子公民館	館内畳床39畳取替え	378,000
腰越区	公民館修繕	道久集会所	宅内下水道工事	934,500
海戸区	公民館修繕	海戸公民館	屋根の修理と軒下の修理	248,062
上長瀬区	公民館改築	上長瀬公会堂	戸棚・押入れを書庫に改築	60,000
石井区	公民館修繕	石井集会所	屋根塗装	576,450
合計	-	-	-	2,397,012

[新築]

区名	事業名	箇所名	事業内容	事業費
南方区	公民館新築	南方公民館	新築	

新上田市合併に伴う防犯灯関係補助金の統一化に係わる 自治会との調整状況と今後の方針について

1 自治会との調整状況

丸子地域では、防犯灯関係補助金に係わる旧上田方式への統一についての合併調整方針を、平成17年度から区長会等を通じて各自治会への説明を行ってきました。

また、平成18年10月の区長会臨時総会では、合併調整方針の進捗状況として、平成20年度から新上田市として統一し実施する予定であることを説明いたしました。

しかし、自治会において防犯灯電気料金の大きな負担が新たに増えることに対し、懸念する声が上がっている状況です。

合併調整方針

調整方針

・合併時は現行どおりとし、合併後3年以内に調整する。

具体的調整内容

防犯灯電気料補助

現行(旧丸子町) 補助率10/10以内(全額)

調整方針(新上田市) 補助率1/2以内

防犯灯設置等補助

【新設】現行(旧丸子町) 補助率10/10以内(全額)

限度額4万円/基

調整方針(新上田市) 補助率1/2以内

限度額3万円/基

【修繕】現行(旧丸子町) 補助率1/2以内 限度額2万円/基

調整方針(新上田市) 補助なし

実施予定年度 平成20年度から実施

各地域の状況

上田地域

旧上田方式への統一化のため、現状と変わりありません。

丸子地域

旧丸子町では防犯灯電気料金に対して全額補助をしてきた経緯があり、1/2の補助率になると新たに大きな負担が増えるため、懸念の声が上がっています。

また、防犯灯関係補助金の統一化はやむを得ないが、激変の緩和措置として1年間の準備期間を与えてほしい等の強い要望があります。

真田・武石地域

両地域とも旧町村には防犯灯電気料金に対する補助制度が無かったことから、合併調整方針どおりの平成20年度実施に異論がない状況です。

2 今後の方針

新上田市としては、真田・武石地域の現状を考え、合併調整方針どおりに平成20年度から補助金制度を統一化し、上田市(旧上田市)防犯灯設置事業等補助金交付要綱を運用していく予定です。

しかし、丸子地域にあつては、新補助金交付要綱の運用によって電気料金に対して新たに大きな負担が増えるため、その緩和措置として1年間の自治会財政準備期間を与えることとし、平成20年度に限り、新たな自治会負担額について地域振興事業基金から充当させていただきたいと考えます。

なお、電気料金を除く防犯灯の設置等に対する補助については、上田市(旧上田市)防犯灯設置事業等補助金交付要綱で運用することとなります。

また、電気料金の補助金交付対象となる防犯灯については、平成20年度末までに基準等の見直しを行い、対象灯数を確定する予定です。

防犯灯電気料補助金調整資料

地域名	根拠規程等	防犯灯数 (自治会管理)	H18電気料補助金		調整後電気料補助金		備 考
			補助率	交付額	補助率	交付予定額	
上田地域	防犯灯設置事業等補助金交付要綱	9,283	1/2補助	12,562,400	1/2補助	12,562,400	
丸子地域	防犯灯設置事業等補助金交付要綱	2,063	全額補助	4,746,468		2,373,200	平成20年度に限り自治会負担分について地域振興基金を充当する。
真田地域	防犯灯に関する方針に基き運用	1,280	補助なし	-		1,506,700	
武石地域	なし	366	補助なし	-		423,800	
計		12,992		17,308,868		16,866,100	

(基)

(円)

(円)

灯数、金額等は平成18年度実績を基準に積算

地域づくり方針「自然環境の保全と人々が共生できる地域づくり」

依田川リバーフロント市民協働事業計画（案）

テーマ 川に焦点を当て依田川・内村川・千曲川流域全体の自然や山、荒廃地など地域全体の自然環境の保全を目指し人々が共生できる地域づくりを目指します。

事業内容 住民参加による荒廃河川敷の環境整備。
里川にふれ、子どもから大人まで多くの市民に親しまれる施設づくり。
スポーツ施設の充実。
自然の中での健康づくり。
イベントや交流事業を進めるチームづくりと住民自治の育成。

市民協働の役割

- [地域協議会] 住民協働のまちづくりについて調査研究し、提案。
市民協働実行組織の立上げ支援、連携。
- [市民] 「住民活動拠点」に集う地域づくり実行組織を立上げ。
地域協議会の提案事業について、計画段階から実行まで、住民みんなの力を結集し住民協働を推進。
- [行政] 「住民活動拠点」を設置。
住民協働の支援・調整。
予算要求・執行。

事業計画年度

	19年度	20年度	21年度～23年度
地域協議会	調査研究・提案	講演会、勉強会開催 実行組織の立上支援 実行組織との連携	
市民		実行組織の立上げ 計画立案	活動実施
地域自治センター		住民活動拠点設置 実施計画へ登載	事業執行
	予算要求		

20年度想定事業 [ハード事業]・緑化施設の整備。(アレチウリ除去、内村線に桜の植栽)
[ソフト事業]・各種イベント開催。(依田川ウオーキング)